

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限を五年延長し、平成二十九年三月三十一日までとすること。

(附則第二項関係)